

## 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について【概要】

### 1. 概要

#### 二、各種助成金の見直し

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく各種助成金について、平成 31 年度分に係る制度の見直しや新設等を行うもの。見直しや新設の対象となるのは以下の助成金であり、内容の詳細は別紙のとおり。

#### I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係

1. 労働移動支援助成金
2. 65 歳超雇用推進助成金
3. 特定求職者雇用開発助成金
4. トライアル雇用助成金
5. 中途採用等支援助成金
6. 両立支援等助成金
7. 人材確保等支援助成金
8. キャリアアップ助成金
9. 障害者雇用安定助成金
10. 生涯現役起業支援助成金
11. 人材開発支援助成金
12. 地域雇用開発助成金
13. 地域雇用活性化推進事業
14. 認定訓練助成事業費補助金
15. 戦略産業雇用創造プロジェクト
16. 通年雇用助成金

#### II. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正関係

1. 人材確保等支援助成金（再掲）
2. 人材開発支援助成金（再掲）

#### III. 地域雇用開発促進法施行規則の一部改正関係

#### IV. 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正関係

## 二、雇用関係助成金の不正受給対策の強化（雇用保険法施行規則の一部改正関係）

不正受給対策の強化のため以下の措置を講ずる。内容の詳細は別紙のとおり。

1. 不支給期間の延長・対象の拡大
2. 不正を行った社会保険労務士、代理人及び職業訓練実施者への対応
3. その他

### 2. 根拠法令

雇用保険法第 62 条第 1 項第 6 号及び第 2 項、第 63 条第 1 項第 8 号及び第 2 項並びに第 82 条、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 47 条、地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 10 条第 2 項並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 19 条

### 3. 施行期日等

公布日 平成 31 年 3 月 29 日（金）（予定）

施行期日 平成 31 年 4 月 1 日（月）（予定）

## 一、各種助成金の見直し

### I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係

#### 1. 労働移動支援助成金

##### (1) 助成金の整理統合

中途採用拡大コース奨励金について、新設する「中途採用等支援助成金」の1コースとして移行する。

#### 2. 65歳超雇用推進助成金

##### (1) 各コースの改正概要

###### ① 高年齢者雇用環境整備支援コースの廃止

高年齢者雇用環境整備支援コースについては、平成30年度限りで廃止する。

##### 【現行制度の概要】

高年齢者の雇用の推進を図ることを目的に、次の取組を実施した事業主に対して一定額を助成する。

① 機械設備又は作業方法・作業環境の導入・改善

② 高年齢者の雇用管理制度の整備

###### ② 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの新設

高年齢者の雇用管理制度の導入等に要した経費の一部を助成する高年齢者評価制度等雇用管理改善コースを新設する。

##### 【新設制度の概要】

高年齢者の雇用管理制度の整備等を実施した事業主に対して次のとおり助成する。

《対象経費》

雇用管理制度の導入等に要した経費

《支給額》

雇用管理制度の導入等に要した経費の額に、次の助成率を乗じた額

	中小企業事業主 の助成率	中小企業事業主以外 の助成率
生産性要件を満たした場合	75%	60%
生産性要件を満たさなかった場合	60%	45%

※ 雇用管理制度の導入等に要した経費は、初回に限り30万円とみなす。2回目以降の申請は、30万円を上限とする経費の実費を対象経費とする。

#### 3. 特定求職者雇用開発助成金

##### (1) 各コースの改正概要

###### ① 長期不安定雇用者雇用開発コース助成金の見直し

就職氷河期世代などの正社員経験がない又は乏しい就職困難者に対し、より適正な支援ができるよう、対象労働者の要件の一部を見直すとともに、コースの名称を変更する。

**【現行制度の概要】**

長期不安定雇用者の正規雇用労働者としての就職を促進するため、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃した事等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対し、次のとおり助成する。

《対象労働者》

次のいずれにも該当する者

- ① 35歳以上60歳未満の者
- ② 雇入れ日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職又は転職を繰り返している者

《対象事業主》

対象労働者を正社員として雇い入れた事業主

《支給額》

正社員として雇い入れた対象労働者1人につき50万円（中小企業事業主の場合は、60万円）

**【改正後の内容】**

(ア) 名称を「安定雇用実現コース助成金」とする。

(イ) 対象労働者の要件の②を、通常の労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に通常の労働者として雇用されたことがない者とする。

② 生活保護受給者等雇用開発コース助成金の見直し

**【現行制度の概要】**

生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づき、ハローワークに支援要請を行った者に限る。）を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として、新たに雇い入れた事業主に対し、次のとおり助成する。

《一人当たり支給額》

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
短時間労働者以外の者	60万円	50万円
短時間労働者	40万円	30万円

※対象期間は1年間

#### 【改正後の内容】

(ア) 対象となる労働者として、地方公共団体からハローワークへの支援要請を行わずに、地方公共団体の就労支援のみで就職した次の者を追加する。

- ・生活保護受給者であって、被保護者就労支援事業の対象である者
- ・生活困窮者であって、生活困窮者自立相談支援事業における就労支援の対象である者

(イ) 対象となる労働者については、①地方公共団体の支援若しくはハローワークの支援のいずれかを3か月以上受けている者又は②地方公共団体及びハローワークの支援を合計3か月以上受けている者に限ることとする。

#### 4. トライアル雇用助成金

(1) 各コースの改正概要

① 一般トライアルコース助成金の見直し

平成30年6月に実施された行政事業レビュー（公開プロセス）における指摘を踏まえ、対象労働者の見直しを行う。

##### 【現行制度の対象労働者】

次のいずれかに該当する者

- ① 就労経験のない職業に就くことを希望する者
- ② 学校を卒業した日から3年以内であり、卒業後に安定した職業に就いていない者
- ③ 過去2年以内に、2回以上離職又は転職を繰り返している者
- ④ 直近において離職している期間が1年を超えている者
- ⑤ 妊娠、出産又は育児を理由として離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者
- ⑥ その他就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者として厚生労働大臣が定める者

##### 【改正後の対象労働者】

次のいずれかに該当する者

- ① 過去2年以内に、2回以上離職又は転職を繰り返している者
- ② 直近において離職している期間が1年を超えている者
- ③ 妊娠、出産又は育児を理由として離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者
- ④ 45歳未満の安定した職業に就いていない者であって、ハローワーク又は職業紹介事業者等において就労に向けた支援として職業安定局長が定めるものを受けている者
- ⑤ その他就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者として厚生労働大臣が定める者

## 5. 中途採用等支援助成金

### (1) 助成金の整理統合

現行の労働移動支援助成金（中途採用拡大コース奨励金）及び生涯現役起業支援助成金について、新たに「中途採用等支援助成金」として統合するとともに、U I J ターンコース奨励金（仮称）を新設する。

### (2) 各コースの改正概要

#### ① 中途採用拡大コース奨励金の拡充

45 歳以上の者を初めて採用した場合の助成額について、60 歳以上の者を初めて採用した場合は 70 万円とする。

#### 【現行制度の概要】

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用拡大（①中途採用率の拡大又は②45 歳以上の者を初めて採用）を図った事業主に対して次のとおり助成する。

	①中途採用率の拡大を 図った場合	②45 歳以上の者を 初めて採用した場合
助成額	50 万円	60 万円
生産性要件を満たした 場合の上乗せ助成額	25 万円	30 万円

#### 【改正後の内容】

	①中途採用率の拡大を 図った場合	②45 歳以上の者を 初めて採用した場合
助成額	50 万円	60 万円又は 70 万円（60 歳 以上の者を初めて採用した 場合）
生産性要件を満たした場 合の上乗せ助成額	25 万円	30 万円

#### ② U I J ターンコース奨励金（仮称）の創設

内閣府の地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用して U I J ターンをした者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成する。

【助成率】 1 / 3（上限 100 万円） ※中小企業事業主は、1 / 2

③ 生涯現役起業支援コース奨励金の創設

生涯現役起業支援助成金の内容を中途採用等支援助成金の生涯現役起業支援コース奨励金として規定する（内容に変更なし）。

6. 両立支援等助成金

(1) 各コースの改正概要

① 女性活躍加速化コース助成金の見直し

- ・ 対象事業主について、中小企業事業主のみとする。
- ・ 取組目標達成時の支給額を増額する。

【現行制度の概要】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容（「取組目標」）等を盛り込んだ行動計画の策定、公表及び届出を行い、行動計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び「数値目標」を達成した事業主に対して次のとおり助成する。

	中小企業 事業主	中小企業 事業主以外
①取組目標の達成時	28.5 万円 <36 万円>	—
②数値目標の達成時	28.5 万円 <36 万円>	—
女性管理職比率の基準値を達成した場合	47.5 万円 <60 万円>	28.5 万円 <36 万円>

※1 「中小企業事業主」とは常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主をいう。

※2 < >は生産性要件を満たした場合の金額

【改正後の内容】

	中小企業
①取組目標の達成時	38 万円<48 万円>
②数値目標の達成時	28.5 万円<36 万円>
女性管理職比率の基準値を達成した場合	47.5 万円<60 万円>

※1 「中小企業事業主」とは常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主をいう。

※2 < >は生産性要件を満たした場合の金額

② 介護離職防止支援コース助成金の見直し

- ・ 対象事業主について、中小企業事業主のみとする。
- ・ 介護休業制度を労働者に利用させた事業主に対する支給について、休業取得時及び職場復帰時にそれぞれ半額ずつ支給することとする。
- ・ 1事業主当たりの支給上限について、無期契約労働者・有期契約労働者各1人までから、1年度合計5人までとする。
- ・ 介護支援計画の作成について、休業又は制度利用の開始後の作成も可能とする。

【現行制度の概要】

	介護休業制度	その他の両立支援制度
対象事業主	連続2週間（又は分割取得時は合算して14日）以上の介護休業を取得・復帰させた事業主	連続6週間（又は分割取得時は合算して42日）以上の制度を利用させた事業主
一人当たり支給額	中小企業事業主以外：38万円<48万円> 中小企業事業主：57万円<72万円>	中小企業事業主以外：19万円<24万円> 中小企業事業主：28.5万円<36万円>
支給上限	1事業主当たり2人まで（無期、有期1人ずつ）	1事業主当たり2人まで（無期、有期1人ずつ）
介護支援計画の作成	・介護休業の取得前に、作成することが必要	・制度の利用前に作成することが必要

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

【改正後の内容】

	介護休業制度	その他の両立支援制度
対象事業主	合算して14日以上介護休業を取得・復帰させた中小企業事業主	合算して42日以上制度を利用させた中小企業事業主
一人当たり支給額	取得時：28.5万円<36万円> 復帰時：28.5万円<36万円>	28.5万円<36万円>
支給上限	1中小企業事業主当たり1年度5人まで	1中小企業事業主当たり1年度5人まで
介護支援計画の作成	・休業の開始後も可	・制度利用の開始後も可

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

- ③ 再雇用者評価処遇コース助成金の見直し
- ・ 支給要件となる離職理由に、配偶者の転勤等を追加する。

**【現行制度の概要】**

妊娠、出産、育児又は介護のためやむを得ず退職した者が、就業が可能になったときに、その経験や能力が適切に評価された上で復職できる制度を導入し、希望者を再雇用した事業主に対して助成金を支給する。

**【改正後の内容】**

妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤等のためやむを得ず退職した者が、就業が可能になったときに、その経験や能力が適切に評価された上で復職できる制度を導入し、希望者を再雇用した事業主に対して助成金を支給する。

**7. 人材確保等支援助成金**

(1) 各コースの改正概要

① 働き方改革支援コースの新設

**【新設制度の概要】**

時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース及び職場意識改善コースに限る。）の支給を受けた中小企業事業主であって、雇用管理改善のための計画を策定し、新たに労働者を雇い入れ、及び人員配置の変更、労働者の負担軽減その他の雇用管理の改善に取り組んだ事業主に対して、次のとおり助成する。

《支給額》

雇い入れた労働者1人当たり60万円（短時間労働者の場合は、40万円）

※10人分を上限とする。

※生産性要件を満たした場合、追加的に雇い入れた労働者1人当たり15万円（短時間労働者の場合は、10万円）

- ② 建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コースの見直し
- Ⅱ. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正関係を参照。

**8. キャリアアップ助成金**

(1) 各コースの改正概要

① 賃金規定等改定コース助成金の見直し

- ・ 職務評価加算について、1事業主当たりの申請可能回数を1回に限定する。

**【現行制度の概要】**

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、賃金を一定の割合以上で増額した場合に助成し、職務評価の手法の活用によりこれを実施した場合、1事業所当たり 14.25 万円<18 万円> (19 万円<24 万円>) を加算する。

※ ( ) は中小企業事業主の金額

※< >は生産性要件を満たした場合の金額

**【改正後の概要】**

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、賃金を一定の割合以上で増額した場合に助成し、職務評価の手法の活用によりこれを実施した場合、1事業所当たり 14.25 万円<18 万円> (19 万円<24 万円>) を加算する(ただし、1事業主当たり1回に限る。)

※ ( ) は中小企業事業主の金額

※< >は生産性要件を満たした場合の金額

② 選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金の見直し

- ・ 1人当たり支給額を増額するとともに、1事業所当たりの上限人数を、30人から45人までに引き上げる。

**【現行制度の概要】**

選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合に次のとおり助成する。支給上限人数は、1事業所当たり30人。

《支給額》

3%以上：1人当たり 1.425 万円<1.8 万円> (1.9 万円<2.4 万円>)

5%以上：1人当たり 2.85 万円<3.6 万円> (3.8 万円<4.8 万円>)

7%以上：1人当たり 3.325 万円<4.2 万円> (4.75 万円<6 万円>)

10%以上：1人当たり 5.7 万円<7.2 万円> (7.6 万円<9.6 万円>)

14%以上：1人当たり 7.125 万円<9 万円> (9.5 万円<12 万円>)

※ ( ) は中小企業事業主の金額

※< >は生産性要件を満たした場合の金額

**【改正後の概要】**

選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合に次のとおり助成する。支給上限人数は、1事業所当たり45人。

《支給額》

3%以上：1人当たり 2.2 万円<2.7 万円> (2.9 万円<3.6 万円>)

- 5%以上：1人当たり 3.6 万円<4.5 万円> (4.7 万円<6 万円>)  
7%以上：1人当たり 5 万円<6.3 万円> (6.6 万円<8.3 万円>)  
10%以上：1人当たり 7.1 万円<8.9 万円> (9.4 万円<11.9 万円>)  
14%以上：1人当たり 9.9 万円<12.5 万円> (13.2 万円<16.6 万円>)  
※ ( ) は中小企業事業主の金額  
※< >は生産性要件を満たした場合の金額

③ 短時間労働者労働時間延長コース助成金の見直し

- ・ 1人当たり支給額を増額するとともに、1事業所当たりの上限人数を、15人から45人までに引き上げる。

【現行制度の概要】

有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合に次のとおり助成する。支給上限人数は、1事業所当たり15人。

《支給額》

1人当たり 14.25 万円<18 万円> (19 万円<24 万円>)

※ 「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成

1時間以上2時間未満：

1人当たり 2.85 万円<3.6 万円> (3.8 万円<4.8 万円>)

2時間以上3時間未満：

1人当たり 5.7 万円<7.2 万円> (7.6 万円<9.6 万円>)

3時間以上4時間未満：

1人当たり 8.55 万円<10.8 万円> (11.4 万円<14.4 万円>)

4時間以上5時間未満：

1人当たり 11.4 万円<14.4 万円> (15.2 万円<19.2 万円>)

※ ( ) は中小企業事業主の金額

※< >は生産性要件を満たした場合の金額

【改正後の概要】

有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合に次のとおり助成する。支給上限人数は、1事業所当たり45人。

《支給額》

1人当たり 16.9 万円<21.3 万円> (22.5 万円<28.4 万円>)

※ 「賃金規定等改定コース助成金」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成

1時間以上2時間未満：1人当たり 3.4万円<4.3万円>（4.5万円<5.7万円>）

2時間以上3時間未満：1人当たり 6.8万円<8.6万円>（9万円<11.4万円>）

3時間以上4時間未満：1人当たり 10.1万円<12.8万円>（13.5万円<17万円>）

4時間以上5時間未満：1人当たり 13.5万円<17万円>（18万円<22.7万円>）

※（ ）は中小企業事業主の金額

※< >は生産性要件を満たした場合の金額

## 9. 障害者雇用安定助成金

### (1) 助成金の整理統合

障害や傷病治療と仕事の両立支援コース助成金及び中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金は、平成30年度限りで廃止する。

## 10. 生涯現役起業支援助成金

### (1) 助成金の整理統合

生涯現役起業支援助成金について、新設する「中途採用等支援助成金」の1コースとして移行する。

## 11. 人材開発支援助成金

### (1) 各コースの改正概要

#### ① 一般訓練コースの見直し

対象事業主に中小企業事業主以外の事業主を追加する。

#### ② 教育訓練休暇付与コースの見直し

・対象事業主に中小企業事業主以外の事業主を追加する。

・長期の教育訓練休暇制度を導入し、120日以上 of 休暇取得実績が生じた事業主に  
対する助成措置を設ける。

### 【新設制度の概要】

・教育訓練休暇付与コース（長期教育訓練休暇制度）

《助成対象となるための主な要件》

① 被保険者（有期契約労働者、短時間労働者及び派遣労働者を除く。以下この②において同じ。）が自発的職業能力開発を受けるために必要な120日以上 of 長期教育訓練休暇制度を新たに導入する事業主であること。

② 被保険者に長期教育訓練休暇を付与し、休暇を取得させた事業主であること。

③ 事業内職業能力開発計画を被保険者に周知するとともに、長期教育訓練休暇制度の導入及び適用に係る計画（以下「制度導入・適用計画」という。）を作成し、被保険者に周知した事業主であること。

④ 制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出した事業主であること。

《支給額》

経費助成：20万円<24万円>

賃金助成：6,000円<7,200円>/人・日

※ 賃金助成は有給休暇を取得した場合のみ助成。1人につき150日間の上限。

※ 被保険者数が100人未満の事業主は1人、100人以上の事業主は2人が上限。

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

③ 建設労働者認定訓練コース助成金の見直し

Ⅱ. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正関係を参照。

④ 建設労働者技能実習コース助成金の見直し

Ⅱ. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正関係を参照。

⑤ 東日本大震災に伴う特例措置の延長

一般訓練コース及び特定訓練コースの福島県に所在する事業主を対象とする特例措置について、平成32年3月31日まで延長する。

※助成率・助成額については平成30年度の内容から変更なし。

【現行制度の概要】

平成30年度までの暫定措置として、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する事業主に対する一般訓練コース及び特定訓練コースの支給については、次のとおり助成率及び助成額を引き上げる。

《特例措置》 ( )内は中小企業事業主以外

	経費助成	賃金助成	OJT実施助成
一般訓練コース	1/2 (1/3)	800 (400) 円	—
特定訓練コースのうち認定実習併用職業訓練	1/2 (1/3)	800 (400) 円	700 (600) 円

(参考)

《平成31年度原則》 ( )内は中小企業事業主以外

	経費助成	賃金助成	OJT実施助成
一般訓練コース	30/100	380円	—
特定訓練コースのうち認定実習併用職業訓練	45/100 (30/100)	760 (380) 円	665 (380) 円

## 12. 地域雇用開発助成金

### (1) 地域雇用開発コース奨励金の見直し

戦略産業雇用創造プロジェクトの廃止に伴い、戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する事業主に対する助成を廃止する。

#### 【現行制度の概要】

戦略産業雇用創造プロジェクトに参加し、戦略産業雇用創造プロジェクトが実施される都道府県の区域において、事業所を設置・整備し、求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置・整備費用及び増加した労働者数に応じて一定額を助成する。

### (2) 地域雇用開発コース奨励金の暫定措置の延長

地域雇用開発コース奨励金の暫定措置については、平成 31 年 3 月 31 日までの間に熊本労働局に事業所の設置・整備及び雇入れに関する計画を提出した事業主が対象となっている。

今般、熊本県の状況等を踏まえ、所要の見直しを行った上で、当該計画の提出期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長する措置を講ずる。

#### 【現行制度の概要】

平成 28 年熊本地震発生後に、熊本県において事業所を設置・整備し、求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び増加した労働者数等に応じて一定額を助成する（事業主が平成 31 年 3 月 31 日までの間に計画を提出した場合に適用）。

## 13. 地域雇用活性化推進事業

### (1) 地域雇用活性化推進事業（仮称）の創設

平成 29 年度財務省予算執行調査において、「廃止も含めて事業の在り方を抜本的に検討すべき」との指摘を受けたことを踏まえ、実践型地域雇用創造事業を廃止し、地域雇用活性化推進事業（仮称）を創設する。

#### 【新規事業の概要】

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の課題や実情を踏まえ提案する自主性・創意工夫ある事業について、地域の魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保、地域の活性化等が期待できるものを選抜・委託し、実施する。

## 14. 認定訓練助成事業費補助金

### (1) 認定訓練助成事業費補助金の特例措置の延長

東日本大震災により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げに関する特例措置について、平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。

#### 【現行制度の概要】

平成 30 年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費及び設備費についての都道府県への補助率を 1 / 2 から 2 / 3 に引き上げるとともに、補助対象の経費全体に占める国庫負担割合の上限を 1 / 3 から 1 / 2 に引き上げる。

#### 15. 戦略産業雇用創造プロジェクト

##### (1) 戦略産業雇用創造プロジェクトの廃止

平成 28 年度採択分の事業実施期間（最大 3 年間）の終了に伴い、戦略産業雇用創造プロジェクトを廃止する。

#### 16. 通年雇用助成金

##### (1) 通年雇用助成金の暫定措置の延長

季節労働者の移動就労に係る経費、休業に係る経費及び試行雇用終了後の常用雇用に係る経費に対する助成について、暫定措置の期間を 3 年間延長する。

#### 【現行制度の概要】

北海道、青森県等（13 道県）の積雪寒冷地において、季節的業務に従事する労働者の通年雇用化や労働移動を促進する事業主に対して次のとおり助成する。

- ・ 平成 31 年 3 月 15 日までの暫定措置として、季節労働者を通年雇用化するため、住所又は居所の変更を伴う場合に要する経費を事業主が負担した場合、その経費に相当する額を助成
- ・ 平成 31 年 4 月 30 日までの暫定措置として、通年雇用化した季節労働者を一時的に休業させ休業手当を支払った場合、支払った賃金の 1 / 3 を助成
- ・ 平成 31 年 3 月 31 日までの暫定措置として、季節労働者を試行雇用し、引き続き常用雇用した場合、常用雇用後 6 か月間に支払った賃金の助成率を 1 / 3 から 1 / 2 へ引き上げ

## II. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

### 1. 人材確保等支援助成金

#### (1) 建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金の改正概要

#### 【現行制度の概要】

建設事業主団体等が、現場見学会、体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を伝える取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合、その実施に要した実費相当額の一部を助成する。

### 【改正後の内容】

全国的な建設事業主団体等に対する助成額の上限額を、次のように見直す。

助成率は、1/2（構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主（※）の割合が3分の2以上の建設事業主団体等の場合にあつては、2/3）で変更はない。

	現行の上限額	見直し後
全国的な建設事業主団体等	2,000万円	3,000万円
都道府県単位の建設事業主団体等	2,000万円	2,000万円
地域の建設事業主団体等 (上記以外の建設事業主団体等)	1,000万円	1,000万円

※ 建設事業主のうち資本金の額が3億円以下又は常時雇用する労働者が300人以下であるもの

## 2. 人材開発支援助成金

### (1) 各コースの改正概要

#### ① 建設労働者認定訓練コースの見直し

##### 【現行制度の概要】

中小建設事業主等が、その雇用する建設労働者に対して、職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練又は指導員訓練のうち、建設の訓練を実施した場合、実施に要した実費相当額の一部を助成する。

### 【改正後の内容】

賃金助成について、助成額が中小建設事業主の賃金負担の実態に即した水準となるよう、次のように助成額を見直す。

現行の助成額		見直し後	
生産性要件を満たさなかった場合の助成額	生産性要件を満たした場合の助成額	生産性要件を満たさなかった場合の助成額	生産性要件を満たした場合の助成額
4,750円/人・日	6,000円/人・日	3,800円/人・日	4,800円/人・日

#### ② 建設労働者技能実習コースの見直し

##### 【現行制度の概要】

若年労働者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、中小建設事業主が雇用する建設労働者に対して、自ら技能実習を行う場合や委託して登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、実施に要した実費相当額の一部を助成する。（女性労働者を対象として実施する場合は中小建設事業主以外も助成対象（経費助成のみ）。）

### 【改正後の内容】

賃金助成について、技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるもの（以下「システム登録者」という。）である場合、平成31年4月1日から平成32年3月31日までに技能実習を開始した場合に限り、次のように助成額を見直す。

また、当該助成を受けた中小建設事業主が、生産性要件を満たした場合、追加で一定額を支給することとする。

		現行の助成額		見直し後の助成額	
		生産性要件を満たさなかった場合の助成額	生産性要件を満たした場合の助成額	生産性要件を満たさなかった場合の助成額	生産性要件を満たした場合の助成額
中小建設事業主 （被保険者数20人以下）	システム登録者	7,600円／人・日	9,600円／人・日	8,360円／人・日	10,360円／人・日
	システム登録者以外			7,600円／人・日	9,600円／人・日
中小建設事業主 （被保険者数21人以上）	システム登録者	6,650円／人・日	8,400円／人・日	7,315円／人・日	9,065円／人・日
	システム登録者以外			6,650円／人・日	8,400円／人・日

### Ⅲ. 地域雇用開発促進法施行規則の一部改正関係

Iの13の実践型地域雇用創造事業の廃止及び地域雇用活性化推進事業（仮称）の創設に伴い、規定の整備を行う。

### Ⅳ. 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正関係

Iの13の実践型地域雇用創造事業の廃止、地域雇用活性化推進事業（仮称）の創設及びIの15の戦略産業雇用創造プロジェクトの廃止に伴い、規定の整備を行う。

## 二、雇用関係助成金の不正受給対策の強化（雇用保険法施行規則の一部改正関係）

### 1. 不支給期間の延長・対象の拡大

現在3年間としている不正受給を行った事業主に対する不支給期間を5年間に延長するとともに、不正受給を行った事業主の役員等（不正受給に関与した者に限る。）が他の事業主の役員等となっている場合は、当該他の事業主に対しても、5年間助成金を支給しないこととする。

2. 不正を行った社会保険労務士、代理人及び職業訓練実施者への対応

- 助成金について、過去5年以内に不正に関与した社会保険労務士又は代理人により申請された場合は、支給対象外とする。
- 助成金について、過去5年以内に不正に関与した職業訓練実施者により訓練を実施された場合は、支給対象外とする。

3. その他

その他不正受給対策の強化のための所要の措置を講ずる。